○国税庁告示第九号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月十五日

国税庁長官　加藤　治彦

別表に次のように加える。

法人の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	認定の有効期間
特定非営利活動法人ビー・エイチ・エヌテレコム支援協議会	東京都新宿区北新宿一丁目五番一号ＮＴＴ新宿ビル	上原　清人	平成二十二年三月十六日から平成二十七年三月十五日まで
特定非営利活動法人マナーキッズプロジェクト	東京都杉並区高円寺北三丁目二二番三号デルコホームズ	田中日出男	平成二十二年三月十六日から平成二十七年三月十五日まで
特定非営利活動法人三重いのちの電話協会	三重県津市栄町二丁目四三四番地	鈴木　秀昭	平成二十二年三月十六日から平成二十七年三月十五日まで

二　別表特定非営利活動法人山友会の項中「平成二十二年五月三十一日」を「平成二十七年五月三十一日」に改める。

○農林水産省告示第四百三十四号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の十四第二項及び第百五十条の六第二項の規定に基づき、平成二十二年産の秋植えばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、そば、たまねぎ、かぼちゃ及びホップ並びに平成二十三年産のさとうきびに係る同法第百二十条の十四第二項及び第百五十条の六第二項の農林水産大臣が定める地域及び単位当たり共済金額の範囲を次のように定める。

平成二十二年三月十五日

農林水産大臣　赤松　広隆

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百三十五号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十二年三月十五日

農林水産大臣　赤松　広隆

群馬県一本木地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十一号を結んだ線に囲まれた区域

群馬県多野郡神流町大字森戸

字風穴　六五〇番　標柱一号
六五七番　標柱二号
六五四番　標柱三号
甲六四四番　標柱四号
六四三番　標柱五号
四八〇番　標柱六号
六一三番　標柱七号
六一二番　標柱八号
六一九番　標柱九号
六一八番　標柱十号
六二七番　標柱十一号

字大平

字一本木

新潟県下屋敷地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から一級河川朝日川左岸官民地境界線に沿って標柱二号（新潟県岩間木地すべり防止区域標柱一号（平成十九年十二月七日国土交通省告示第千五百九十号）に至る線、標柱二号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱八号と標柱一号を結んだ線に囲まれた区域

新潟県小千谷市大字小栗山

字下夕屋敷　一九五番　標柱一号
一五〇八番一　標柱二号
字山田　一五一六番　標柱三号
一四五〇番　標柱四号
一四五三番　標柱五号
一四五四番　標柱六号
一四〇九番　標柱七号
一四一六番　標柱八号

島根県庵地地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から市道松上西田公民館線及び市道原屋浄蓮寺線官民地境界線に沿って標柱二号に至る線、標柱二号と標柱三号を結んだ線、標柱三号から市道原屋浄蓮寺線及び市道松上西田公民館線官民地境界線に沿って標柱四号に至る線、標柱四号から一級河川水谷川左岸官民地境界線に沿って標柱五号（島根県本庄南地すべり防止区域標柱一号（平成十年七月二十二日農林水産省告示第千六十七号））に至る線、標柱五号から標柱十二号までを順次結んだ線及び標柱十二号と標柱一号を結んだ線に囲まれた区域

島根県出雲市

本庄町字松上　一〇番五　標柱一号
六三番　標柱二号
字庵地　一〇六番一　標柱三号
字堂ノ上　一四一番一　標柱四号
万田町字要　八五番　標柱五号
字森崎　九三三番　標柱六号
本庄町字佐々垣　九一七番　標柱七号
字湯内　九一四番四　標柱八号
九一三番　標柱九号
西郷町字松上　八七六番五　標柱十号
八七八番　標柱十一号
八八三番六　標柱十二号

○農林水産省告示第四百三十六号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に追加指定する。

平成二十二年三月十五日

農林水産大臣　赤松　広隆

新潟県荒川地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱八号（新潟県荒川地すべり防止区域標柱二号（平成六年十一月四日農林水産省告示第千四百九十二号）までを順次結んだ線、標柱八号から荒川地すべり防止区域の境界に沿って標柱九号（荒川地すべり防止区域標柱五号）に至る線、標柱九号から標柱十一号までを順次結んだ線及び標柱十一号から荒川川右岸官民地境界線に沿って標柱一号に至る線に囲まれた区域

新潟県新発田市荒川

字嘉右エ門沢　五八一七番　標柱一号
標柱二号